

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年6月5日付けの特別児童扶養手当資格喪失通知書により行った特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

息子（本件児童）は、軽度知的障害、ASD、統合失調症を患っており、安定して過ごしている日がほとんどない。薬を服用してもなお日中にいきなり大声を出し、物に当たりちらし風呂場のドアを蹴って壊したこともあった。気分の高揚が見られるとあるが、通っている学校にも今まで無断で二回も飛び出し、道路の真ん中を歩いたり、〇〇したこともあり、通学制限がかかっている。とても安定しているということではないので本件処分は不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月21日	諮問
令和7年 8月 8日	審議（第103回第4部会）
令和7年 9月12日	審議（第104回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 手当の認定、受給資格及びその喪失

手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母等に対して支給されるものである。そして、支給要件に該当するべき「障害児」については、法2条1項において、「20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、その状態については、同条5項において、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」としている。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）24条1項（令和6年厚生労働省令第99号による改正前のもの）は、都道府県知事は、手当の受給者の受給資格が消滅したときは、特別児童扶養手当資格喪失通知書をその者に交付しなければならないとしている。

また、法5条の2第1項は、手当の支給は、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしている。そして、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとしている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成28年6月15日付障企発0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）第4・問2・答）。

#### (2) 障害等級の各級の障害の状態

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令は、1条3項において、法2条5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三

(以下「政令別表」という。)に定めるとおりとし、同表において各級の障害の状態を定めている(2級については別紙3参照)。

### (3) 医師の診断書

法施行規則1条は、法5条の規定による手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等を添付して、都道府県知事に提出すべき旨を定めている。

そして、受給資格者に対し有期認定を行った場合で、当該受給資格者が認定期間後も引き続き手当を受給しようとする場合の手続は、当該受給資格者からの認定の請求に基づき行われるものではないが、「特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」(令和元年5月31日付障発0531第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)3・(2)によれば、有期認定に係る場合についても、受給資格者は医師の診断書を提出することが求められている。

以上によれば、手当の受給資格について、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあるか否かに関する都道府県知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、総合的に判断するべきものであると解される。

### (4) 認定要領

ア 政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知)の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」(以下「認定要領」という。)が定められている。

イ 認定要領2・(3)は、精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととする。同・イは政令別表における2級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病

棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものとする。

認定要領 2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととし、精神疾患（知的障害を含む）等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね 2 年後に再認定を行うこととしているが、必要な場合には、適宜必要な期間を定めて再認定を行うこととしている。

ウ 認定要領 3・(1)は、障害の状態を審査する医師について、都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこととしている。

エ 認定要領 4・(1)は、各傷病についての特別児童扶養手当認定請求書に添付する診断書は、別添の「特別児童扶養手当認定診断書」によることとしている。

#### (5) 認定基準

ア 認定要領の別添 1 において、各傷病別の具体的な障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）が定められている。

本件児童の障害の認定については、提出された診断書が様式第 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

イ 認定基準第 7 節・1 は、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を 2 級に該当するものと認定することとしている。

ウ 認定基準第 7 節・2 は、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとし、区分ごとに認定の基準を定めている。

そして、本件診断書によると、本件児童の障害の原因となった傷病名が「軽度知的障害 ICD-10 コード (F70)」(別紙 1・1) であり、合併症として「統合失調症、自閉症スペクトラム症候群」(別紙 1・3) の記載があることから、認定基準のうち、「知的障害」、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」

及び「発達障害」に関するものにより判断することになる。

エ 認定基準第7節・2・D・(2)は、「知的障害」における障害の程度について、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級としている。なお、標準化された知能検査による知能指数でいうと、「おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」としている。

そして、同・(3)は、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」、「知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としており、また、同・(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

オ 認定基準第7節・2・A・(1)は、「統合失調症」における障害の程度について、「残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」を2級としている。

そして、同・(2)・イは、「統合失調症等とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としており、また、同・(3)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

カ 認定基準第7節・2・E・(2)は、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」、「発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としている。

そして、同・(3)は、「発達障害」における障害の程度について、

「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級としており、また、同・(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

- (6) 法39条の2の規定は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定要領及び認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

## 2 本件処分についての検討

以上を前提に、本件児童の軽度知的障害、統合失調症及び自閉症スペクトラム症候群の障害程度について、本件診断書の記載に基づいて、検討する。

- (1) 本件診断書によれば、本件児童の「知能障害等」については、記載はなく（別紙1・7・(1)）、知能指数は51以上であると読み取れる。

また、統合失調症については、「精神症状」として、幻覚及び妄想があるとされているが、薬物療法により軽快と診断されている（同・(4)）。

そして、自閉症スペクトラム症候群については、「発達障害関連症状」として、「相互的な社会関係の質的障害」のみ該当し、具体的には「コミュニケーションの質的障害をみとめる」と記載されている。

さらに、「問題行動及び習癖」として、「興奮」が該当し、具体的には「時に気分高揚がみられる」と記載されているが、「意識障害・てんかん」は記載がなく、「性格特徴」は「特記なし」と記載されている。

- (2) 「日常生活能力の程度」については、「食事」、「洗面」、「排泄」、「衣服」及び「入浴」はいずれも「自立」とされ、「危険物」は「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」は「時々不眠寝ぼける」とされ、これらの内容の具体的記載として「ADLは比較的自立している。」と記載されている（別紙1・7・(7)）。

そして、「要注意度」は、「随時一応の注意を必要とする」とされ（同・(8)）、医学的総合判定は「知的障害、ASD、統合失調症の症状により、日常生活は多くの支障をきたしており、安定した生活を支

えるにあたり、十分なサポートが必要である。」とされている（同・8）。

- (3) 以上の本件診断書の記載について、認定基準の「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める」（認定基準第7節・2・A・(1)、同・D・(4)及び同・E・(4)）ことを踏まえて判断すると、本件児童については、軽度知的障害、統合失調症及び自閉症スペクトラム症候群であることは認められるが、薬物療法により統合失調症が軽快していることに加え、日常生活はおおむね自立しており、著しい程度の精神症状や問題行動は認められない。

そして、本件児童の諸症状を総合的に判断すると、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」（2級相当。同・D・(2)）、「残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」（2級相当。同・A・(1)）又は「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」（2級相当。同・E・(3)）のいずれにも該当すると認めることは困難である。

そうすると、本件児童の障害の程度は、政令別表が定める2級の障害の状態である「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に至っているということとはできず、「非該当」と判断することが相当である。

- (4) 以上のとおり、本件児童の障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、審査結果を「非該当」としていることが認められる。

したがって、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が、手当の受給資格を喪失させた本件処分を違法又は不当なものということとはできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、本件児童の家庭等における状態から、本件処分は不当である旨主張する。

しかし、本件診断書によれば、本件児童の障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断するのが相当であることは、上

記2のとおりである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

なお、処分庁が請求人宛てに送付した「決定の理由」と題する文書のとおり、今後、請求人の症状に変化がみられた場合等は、医師にその時点の症状を詳しく説明した上で診断書に記載してもらい、改めて手当の認定請求を行うことが可能である。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1ないし別紙3 (略)